船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２４条の３第２項の規定により船橋市から入所給付決定を受けた入所給付決定保護者が法第４２条に規定する障害児入所施設（船橋市の設置する施設は除く。）から障害児入所支援を受けたときに障害児入所給付費市単加算費補助金を障害児入所施設へ交付することにより、入所児童の処遇向上を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、障害児入所施設を運営する者（以下「事業者」という。）とする。ただし、高額繰越金等（前年度末における当期末未払資金算残高（繰越金）及び積立金（引当金）の合計額が、当該施設会計の経常収入計（前年度収入決算額、ただし、各引当金戻入を除く。）の６月分相当額以上）を有する施設は補助の対象としない。

（補助金の額）

第３条　費用の種類、対象児童等の経費の使途は、別表第１のとおりとする。

２　保護単価は、別表第２のとおりとする。

（重度加算費の協議）

第４条　この要綱により重度加算費の交付を受けようとする事業者は、年度当初に第３号様式により、船橋市児童相談所長に協議しなければならない。

２　前項の規定による協議後に変更があった場合は、１０日以内に同項に準じ船橋市児童相談所長に協議しなければならない。

３　船橋市児童福祉施設等市単措置費実施要綱第５条及び第６条の規定により協議が終了している場合は、前２項の規定によらずこれを準用するものとする。

（認定）

第５条　前条の規定により事業者から協議を受けた船橋市児童相談所長は、内容を審査し適当と認めたものについて、当該年度の期間これを認定する。

２　法による国庫障害児入所給付費の重度加算費と、この要綱による重度加算費の重複支弁は認めない。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期日までに、船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金交付申請書（第１号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　申請者は、第１項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税

仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、交付の可否を決定し、船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金交付可否決定通知書（第６号様式）により申請者に通知する。

⑴　法令等及び予算に違反していないか。

⑵　目的及び内容が適正であるか。

⑶　金額の算定に誤りがないか。

２　市長は、第６条第２項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（暴力団等の排除）

第８条 前条第１項の規定にかかわらず、市長は、事業者が船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、交付決定をしないことができる。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

⑵　暴力団等であることが判明したとき。

⑶　補助金を他の用途に使用したとき。

⑷　前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金返還命令書（第７号様式）によりその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１１条　補助事業者は、第９条第１項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達

するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
３　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
４　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（理由の提示）

第１２条　市長は、補助金の交付決定の取消し又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（関係書類の整備）

第１３条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を事業の完了から５年間整備しておかなければならない。

（調査又は報告）

第１４条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１５条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第８号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合には、この限りでない。
２　補助事業者は、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
３　補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

（加齢児に係る経過措置）

２　障害児入所施設に入所する者が、本市において、障害者総合支援法第１９条第１項の規定による介護給付費の支給決定を受けた障害者である（ただし、障害福祉サービスについて障害児入所施設と同一の施設において一体的に提供されている場合に限る）ときは、第１条の規定による「児童福祉法第２４条の２第１項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第１９条第１項」と、「入所給付決定保護者」を「支給決定障害者」と、「障害児入所施設」を「障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設」と、「障害児入所支援を受けたとき」を「障害福祉サービスを受けたとき」と、それぞれ読み替えて適用する。

別表第１

<table>
<tr><th>費目の種類</th><th>対 象 児 等</th><th>経 費 の 使 途</th><th>額 の 算 式</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td>生活指導訓練費</td><td>主として肢体不自由児、盲児又は知的障害児を入所させる市内の福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由児を入所させる市内の医療型障害児入所施設の給付費支給対象児（以下、「契約児」という。）であって区分表に該当するもの</td><td>児の社会への適応性の向上を図るための生活指導訓練に必要な経費</td><td>区分別月額保護単価×その月初日の在籍契約児数
<table><tr><th>区 分</th></tr><tr><td>３歳以上児</td></tr><tr><td>小 学 生</td></tr><tr><td>中 学 生</td></tr><tr><td>高校生等</td></tr></table></td><td>１ 第４号様式を添付すること。
２ 不就学児童については、あらかじめ各所管課長に届け出ること。</td></tr>
<tr><td>給食指導費</td><td>主として知的障害児又は盲児が入所する福祉型障害児入所施設（民間及び施設所在地が市内に存するものに限る）において児の給食指導にたずさわる保育士、児童指導員及び介助員（以下「給食指導員」という。）</td><td>児の給食指導の際に要する主食費・副食費等</td><td>・主として知的障害児又は盲児が入所する福祉型障害児入所施設
月額保護単価×市が指定した給食指導員数</td><td>給食指導員は、年度当初施設ごとに市が指定した職員数とする。</td></tr>
<tr><td>特別加算費</td><td>民間の障害児入所施設であって市外にある施設に入所している船橋市が給付費の支給決定を行った児</td><td>その児の監護に係る経費及び施設管理費</td><td>各都道府県又は指定都市又は児童相談所設置市が定めた額×その月初日の在籍契約児数</td><td></td></tr>
<tr><td>特別療育費</td><td>市内の民間医療型障害児入所施設に入所している契約児</td><td>その児の監護に係る経費及び施設管理費</td><td>月額保護単価×その月初日の在籍契約児数</td><td></td></tr>
<tr><td>重度加算費</td><td>主として知的障害児が入所する市内の福祉型障害児入所施設（民間に限る。）の契約児であって、別に定める重度児認定基準により船橋市児童相談所長が重度児であると認定したもの（ただし、法による障害児入所給付費のうちの重度児加算を受給していない児）</td><td></td><td>・主として知的障害児が入所する福祉型障害児入所施設
月額保護単価×その月初日の在籍契約児数</td><td>重度児の認定は、第３号様式により船橋市児童相談所長に認定されたものとする。</td></tr>
</table>

赤痢菌等衛生費	主として肢体不自由児、知的障害児又は盲児が入所する市内の福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由児又は重症心身障害児が入所する市内の医療型障害児入所施設の契約児及び職員（ただし、措置費により支弁した職員及び給食担当者等他法により無料となる者を除く。）	赤痢菌培養検査及び各種予防接種等に必要な経費	年額保護単価×実施月の在籍契約児数及び職員数	１　赤痢菌検査は年２回以上行うこと。 ２　第５号様式その１、同５号その２、同５号その３の書類を添付すること。 （年額とは最高限度額であり、限度額に満たないものは、実費払いとする。）
栄養管理加算費	市内の障害児入所施設の契約児の栄養管理を行うもの（ただし、法による障害児施設給付費の栄養管理加算の対象とならない民間の施設に限る。）。	常勤の管理栄養士、栄養士等の雇用に係る経費	月額保護単価	毎年度の施設からの申請に基づき市が指定した施設を対象とする。 なお、申請の際には栄養士等の雇用状況を証明する書類を添付すること。

別表第２

費目の種類	区分	保護単価	備考
生活指導訓練費	３歳以上児	６９０円	月額
	小学生	９２０円	月額
	中学生	１，３００円	月額
	高校生等	１，７８０円	月額
給食指導費	主として知的障害児又は盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	１７，８４０円	月額
特別加算費	-	各都道府県・指定都市・児童相談所設置市で定めた額	
特別療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	４６，６３０円	月額
重度加算費	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	４６，６３０円	月額
赤痢菌等衛生費	-	４，０００円	年額
栄養管理加算費	-	６１，６００円	月額

別紙内訳書

月　区　分		4月分		5月分		6月分	
区　　分	単　価	員　数	金　額	員　数	金　額	員　数	金　額
生活指導訓練費							
給食指導費							
特別加算費							
特別療育費							
重度加算費							
赤痢菌等衛生費							
栄養管理加算費							
合　　計							

月　区　分		7月分		8月分		9月分	
区　　分	単　価	員　数	金　額	員　数	金　額	員　数	金　額
生活指導訓練費							
給食指導費							
特別加算費							
特別療育費							
重度加算費							
赤痢菌等衛生費							
栄養管理加算費							
合　　計							

月　区　分		10月分		11月分		12月分	
区　　分	単　価	員　数	金　額	員　数	金　額	員　数	金　額
生活指導訓練費							
給食指導費							
特別加算費							
特別療育費							
重度加算費							
赤痢菌等衛生費							
栄養管理加算費							
合　　計							

月　区　分		1月分		2月分		3月分	
区　　分	単　価	員　数	金　額	員　数	金　額	員　数	金　額
生活指導訓練費							
給食指導費							
特別加算費							
特別療育費							
重度加算費							
赤痢菌等衛生費							
栄養管理加算費							
合　　計							

合計
0

第１号様式

船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
施設名
（医療機関名）
代表者職氏名

船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．補助金交付申請額

円

２．添付書類

（１）別紙内訳書
（２）第２号様式　児童入退所明細書
（３）別表第１に定める書類
（４）その他

３．消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

□　消費税額を対象経費に含めないで補助金交付額を算定
□　消費税額を対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※　確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が０円の場合も含む）。

② ①で「消費税を対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

□　免税事業者である
□　簡易課税事業者である
□　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
□　その他（　　）

第２号様式

児童入退所明細書

施設名

	児童氏名	年齢 (満年齢)	学年区分	入所 退所 年月日	備考(加算)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

第３号様式

重度児認定書

施設名

番号	氏名	年齢 生年月日	入所 年月日	重度認定 の可否	重度児内訳 （該当欄に○印を記入） 国 30%	 25%	 市 25%	児童の 所見 IQ 等	退所 年月日

上記のとおり認定します。

年　　月　　日

船橋市児童相談所長　　印

第４号様式

在学証明書

施設名

児童氏名	生年月日	学年区分	備考
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	
		第　　学年	

上記のとおり本校に在学していることを証明します。

年　　月　　日

学校長　　印

第５号様式その１

赤痢菌等衛生費内訳書

施設名

児童/ 職員	氏名	年齢	金額 （赤痢菌検査分）	金額 （各種予防接種等）	合計金額 （上限 4,000 円）
計					

第５号様式その２

実施明細書（赤痢菌検査分）

施設名

児童/職員	氏名	年齢	実施年月日	金額	備考（検査結果等）
計					

上記のとおり実施したことを証明する。

年　　月　　日

医療機関名又は保健所長　　印

第５号様式その３

実施明細書（各種予防接種等）

施設名

児童/職員	氏名	年齢	種別								計金額
			日本脳炎		インフルエンザ		破傷風				
			実施年月日	金額	実施年月日	金額	実施年月日	金額	実施年月日	金額	

上記のとおり実施したことを証明する。

年　　月　　日

医療機関名又は保健所長　　印

第６号様式

船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金交付可否決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付で交付申請のあった船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

１．交付する
（１）交付決定額　　円
（２）交付の条件

２．交付しない
（理由）

第７号様式

船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金返還命令書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還をしてください。

返還すべき金額	円
返還期限	年　　月　　日まで
返還の理由	
返還方法	
補助対象期間	
交付決定額	円
既交付額	円

第８号様式

船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年　　月　　日

船橋市長あて

所在地
法人名
施設名
（医療機関名）
代表者職氏名

　　年　　月　　日付　　第　　号により交付決定があった船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金について、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額

円

２．確定申告により確定した船橋市障害児入所給付費市単加算費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も０円と記載すること）

円

※０円の場合はその理由について☑
- □　消費税の申告義務がない
- □　簡易課税方式による申告を行っている
- □　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
- □　その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が０円だった場合など）

３　添付資料
- ・返還額算出シート
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える事業者は添付不要）
- ・別添　添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添　添付書類チェック表

※　本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類に☑
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類【任意様式】	□
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	□
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が５％を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表２（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	□
課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表２（計算表）（写）	□
課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		□
課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		□